

災害廃棄物処理計画の策定について

1 災害廃棄物処理計画策定の背景

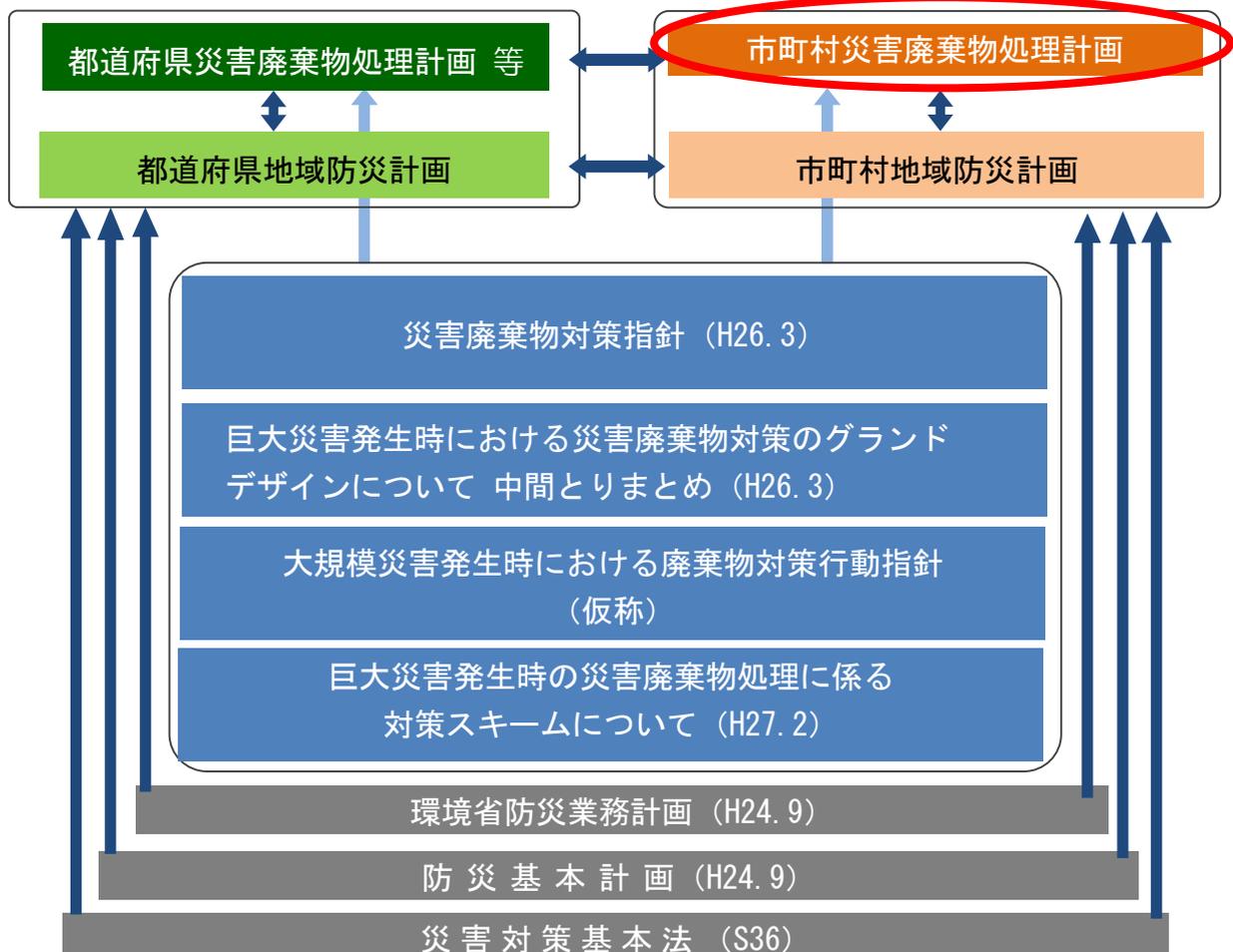
平成23年の東日本大震災では、甚大な被害により災害廃棄物の処理におよそ3年の歳月を要したことから、環境省は、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、災害廃棄物対策指針（平成26年3月）が策定された。

また、大規模災害発生時における災害廃棄物対策を引き続き検討するとともに、各地方環境事務所においても、ブロックごとに発災に備えた広域連携のための協議が進められている。

県内では、新潟県北部地震（1995年／M5.6）、新潟県中越地震（2004年／M6.8）や新潟県中越沖地震（2007年／M6.8）など多くの地震が発生しており、地理的にも多くの活断層が存在する。

本市では、平成26年度に防災課において「防災基礎調査」が行われ、最新の知見にもとづいた地震被害想定を行ったほか、国土強靱化計画を踏まえ災害に強いまちづくりを進めているところであり、新潟地震発生後50年を経過した節目からも、災害時における迅速な廃棄物対策が求められている。

図1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け



2 災害廃棄物処理計画策定の目的

災害廃棄物処理計画は、大規模な震災が発生した場合の災害廃棄物処理について、あらかじめ必要な想定を行い、課題等を抽出することにより、迅速で適切な災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することを目的として策定する。

策定にあたっては、東日本大震災の経験をふまえ、国の指針及び当市の現状に則り、より具体的で実効性のある計画を策定することを目指す。

具体的には、地震や津波により発生する災害廃棄物（木くずやコンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、腐敗性廃棄物、有害廃棄物など）や、避難者や被災者の生活に伴い発生する災害廃棄物（避難所ごみ、し尿など）について、処理方法等を具体的に計画し、現状の課題などを明確にする。

図2 災害廃棄物処理計画のイメージ

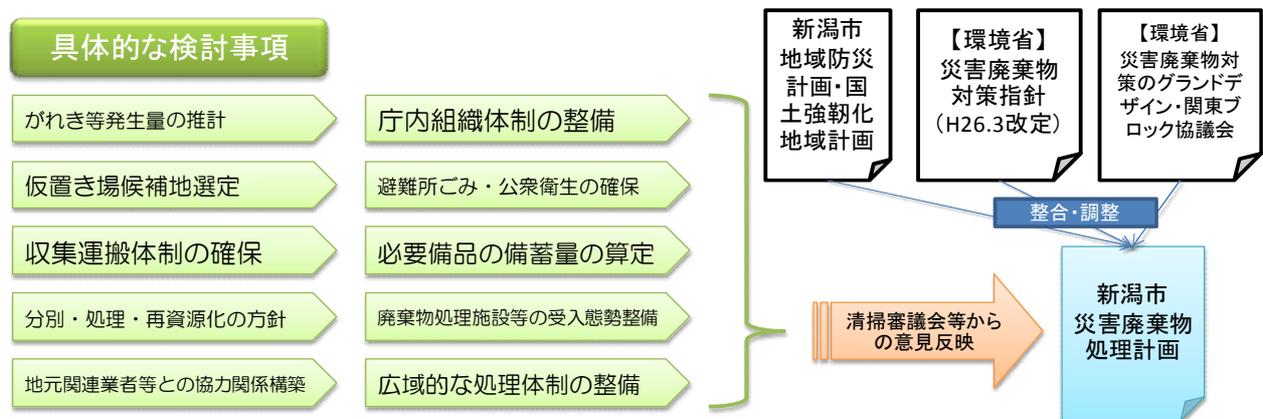


図3 災害廃棄物処理フローの例



3 当市における災害廃棄物処理計画の内容

災害廃棄物処理計画の構成は、現在、次の内容を予定しているが、今後の検討結果を踏まえ、項目の追加等を行う場合がある。

(1) 基本的事項

当市の計画の趣旨、対象とする災害、組織・配備体制、情報伝達方法、協力支援（受援）体制等、災害対応の基本的な事項をとりまとめる。

- ア 国の指針及び当市の現状を踏まえ処理計画を策定する趣旨
- イ 初期活動を迅速に行うための組織・配備体制の構築、業務・役割分担の明確化
- ウ 情報収集体制の充実強化、関係機関・団体等との連絡体制の構築
- エ 関係機関・団体等との協力・支援（受援）体制の構築

(2) 災害廃棄物処理対策

当市が被災地となることを想定し、当市に定められた災害廃棄物処理に関わるそれぞれの担当において、必要となる事項をとりまとめるもの。

- ア 品目別発生量推計・見込
- イ 災害廃棄物処理方針の作成
- ウ 全体処理スケジュールの把握
- エ 処理フローの構築
- オ 収集運搬体制の整備
- カ 既存の廃棄物処理施設の活用
- キ 仮置場の確保、運営管理支援
- ク 仮設処理施設の設置
- ケ し尿及び生活系ごみの処理

4 災害廃棄物策定スケジュール

平成27年9月下旬	災害廃棄物処理計画（仮称）	素案完成
平成28年1月中旬	災害廃棄物処理計画（仮称）	最終版完成
平成28年2月末	災害廃棄物処理計画	完成